

個人情報等の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 墨田区を甲とし、供給者又は受託者を乙として、この契約における個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する特記事項を定める。

- 2 乙は、この契約の履行に当たり、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令等（個人情報保護委員会が定める各種ガイドライン等（以下「ガイドライン等」という。）を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約に係る個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理体制等の報告)

第4条 乙は、この契約の個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び従事者（派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）を含む。以下「従事者」という。）の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲に報告した管理責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により甲に報告した従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(管理責任者の義務)

第5条 管理責任者は、この特記事項に定める事項に従って個人情報等の安全管理が図られるよう、従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(従事者の義務)

第6条 従事者は、管理責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育等の実施)

第7条 乙は、この特記事項に定める事項を管理責任者及び従事者に遵守させるために必要な教育及び研修を実施し、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、管理責任者及び従事者に対し、この契約に係る個人情報等を不正に取り扱ったときは、個人情報保護法又は番号法に基づく刑罰が科される旨を周知しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 乙は、この契約の履行により知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後も、また同様とする。

- 2 乙は、管理責任者若しくは管理責任者であった者又は従事者若しくは従事者であった者にも、前項に規定する義務を遵守させなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、契約約款又は契約条項の規定にかかわらず、この契約による個人情報等を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、この契約による個人情報等を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における適切な安全管理措置の内容並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、事前に書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲の承認を得ていない再委託が契約違反であること及び当該再委託に係る業務が特定個人情報を取り扱う業務である場合は番号法違反となることを認識した上で、前項ただし書に規定する手続を行わなければならない。

- 3 乙は、第1項ただし書の規定により承認を得ようとする再委託先が外国にある事業者である場合又は再委託先において取り扱う個人情報等が外国に所在するサーバ若しくは事業所に保存される場合には、甲への申請に当たり、当該外国の名称及び個人情報の保護に関する制度等に関する情報を書面により示さなければならない。

- 4 乙は、第1項ただし書の規定により甲の承認を得て再委託する場合、再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、この契約に基づいて乙が甲に対して負う義務と同様の義務を再委託先に負わせる契約を締結するものとする。この場合において、乙は、再委託先の履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を報告しなければならない。

5 前各項の規定は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合について準用する（承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先について、以下「再委託先」という。）。

（安全管理措置義務）

第10条 乙は、この契約に係る個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の安全管理（再委託先による管理を含む。）のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、ガイドライン等に定める各種の安全管理措置を遵守するものでなければならない。

（取扱区域の特定）

第11条 乙は、この契約に係る個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲に報告した取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に取扱区域を設置する場合は、管理責任者及び従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（保管）

第12条 乙は、この契約で取り扱う個人情報等を他の情報と混在しないよう区別し、当該個人情報等を記録する電子計算機、電磁的記録媒体、書類等を、施錠ができる保管庫又は入退室管理ができる保管室で厳重に保管しなければならない。

2 乙は、この契約で取り扱う個人情報等を外国に所在するサーバ又は事業所に保管してはならない。ただし、やむを得ず外国に所在するサーバ又は事業所に保管する必要がある場合は、当該外国の名称及び個人情報の保護に関する制度等に関する情報を明記した上で、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（持ち出しの禁止）

第13条 乙は、甲が指定又は許可した区域へ持ち出す場合を除き、この契約に係る個人情報等を取扱区域外に持ち出してはならない。

（搬送又は授受）

第14条 乙は、この契約に係る個人情報等を搬送又は授受する場合には、パスワード設定等による暗号化、鍵付きのケース等への格納等の安全管理上必要な措置を施さなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第15条 乙は、甲の承認を受けて、取扱区域で、かつ、契約の履行に必要最小限の範囲で行う場合を除き、この契約に係る個人情報等の全部又は一部を複写し、又は複製してはならない。

（情報処理における安全確保）

第16条 乙は、この契約による個人情報等を取り扱う業務について、電子計算機による情報処理をする場合は、不正アクセス、不正プログラムの感染等による個人情報等の改ざん、窃取、不正な消去等に対する防御機能を装備した電子計算機を使用する等の安全管理上必要な措置を施さなければならない。

2 電子計算機による情報処理に当たっては、私用の電子計算機、外部記憶装置等の機器及び媒体を使用してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第17条 乙は、この契約に係る個人情報等を、この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（返還又は廃棄）

第18条 乙は、この契約が終了したとき、又は甲から求めがあったときは、甲の指定した方法により、この契約に係る個人情報等（複写又は複製したものを含む。）を速やかに甲に返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、個人情報等の廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、個人情報等を廃棄するときは、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報等の返還又は廃棄を行ったときは、返還又は廃棄した個人情報等の項目、媒体名、数量、廃棄方法、廃棄場所、返還又は廃棄の日時及び担当者名を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

（定期報告）

第19条 乙は、この契約内容（この特記事項を含む。）の遵守状況及び乙（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

2 この契約が特定個人情報を取り扱う業務である場合は、前項の報告は書面により行わなければならない。

（監査、調査等）

第20条 甲は、この契約に係る業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報等の管理の状況を確認するため、乙（再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、実地の監査、調査等を行うことができる。

（事故発生時の対応）

第21条 乙は、この契約に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して事故の内容を報告し、甲の指示に従わなければならない。この場合において、乙は、速やかに当該事故の原因等の調査を行い、甲に対してその経過及び結果を報告しなければならない。

2 乙は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、緊急時の対応方法、連絡体制等を定めなければならない。

（公表措置）

第22条 甲は、乙がこの特記事項に違反し、若しくは特記事項の遵守を怠った場合又は個人情報等の漏えい等の事故が発生し、若しくは発生したおそれがある場合は、必要に応じてその事実を公表することができる。